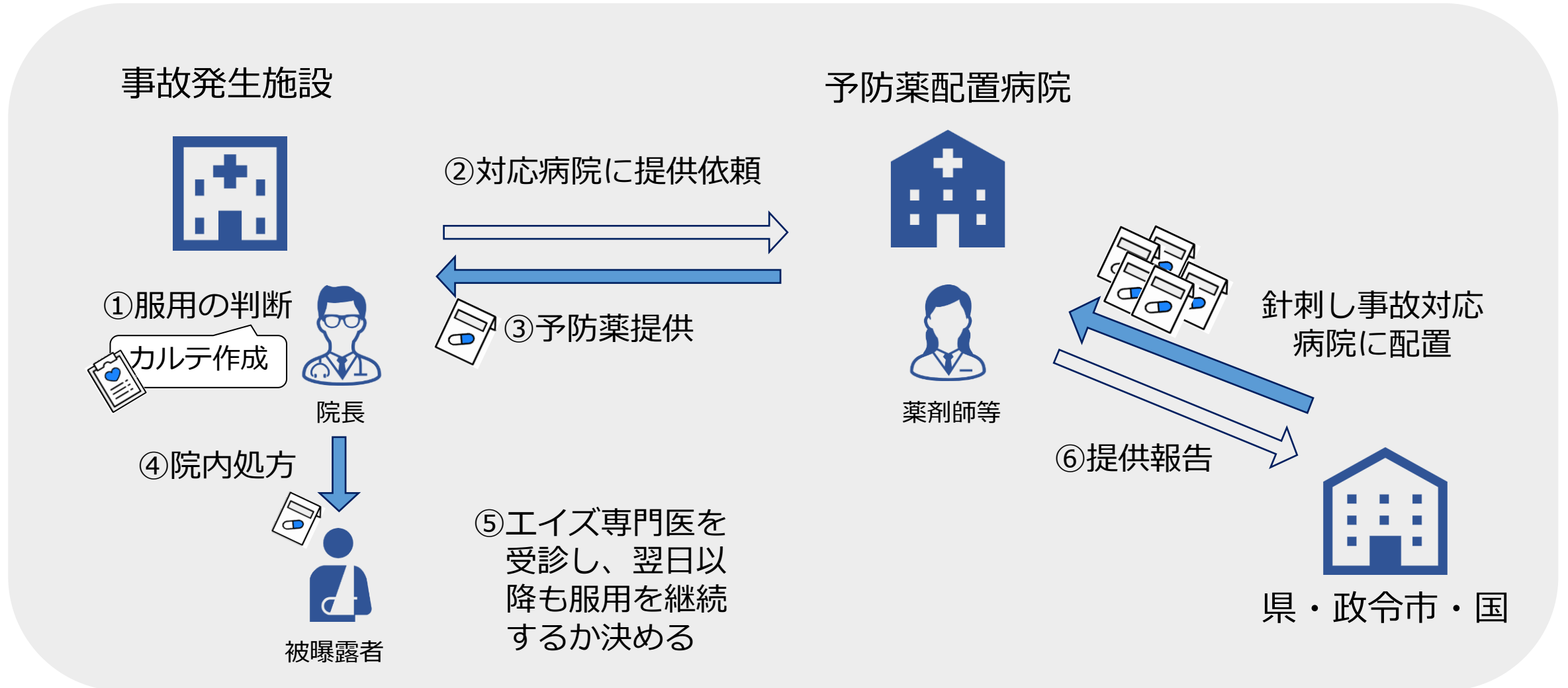


青矢印：薬の移動



### 【根拠】

平成11年 8月30日付健医疾発第90号・医薬安第105号  
厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長・厚生省医薬安全局安全対策課長通知  
「針刺し後のHIV感染防止体制の整備について」

- 医療現場で針刺し事故等によりHIV感染の可能性がある曝露が発生した際、速やかに曝露後予防内服※が行われるよう、初回服用分の予防薬を購入し、協力を依頼している県内各地の病院（＝**針刺し事故対応病院**）に配置。
- 購入している予防薬
  - ・デシコビ配合錠HT、アイセントレス400mg錠  
→令和8年4月購入分から、ビクトルビ配合錠に変更

※曝露後予防内服（PEP:post exposure prophylaxis）

曝露事故が起こり、HIV感染のリスクがあると考えられる場合は、曝露後72時間以内（可能であれば2時間以内）に抗HIV薬の予防内服を開始し、28日間継続することが推奨される。